

| | | |
|----------------|---|---|
| 第 5908 号 |  リーダースクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月 5日 月曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

↳ 民法(相続関係)等の改正に関する要綱案

Q：民法(相続関係)等の改正に関する要綱案が出されたそうですが、どのようなものなのですか？

A：次のような内容のものです。

【解説】

先ごろ、総務省から民法(相続関係)等の改正に関する要綱案が公表されました。

次のような方策が盛り込まれています。

1. 配偶者の居住権を保護するための方策
2. 遺産分割に関する見直し等
 - ① 配偶者保護のための方策
 - ② 仮払い制度等の創設・要件明確化
 - ③ 一部分割
 - ④ 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
3. 遺言制度に関する見直し
 - ① 自筆証書遺言方式緩和
 - ② 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設
 - ③ 遺贈の担保責任等
4. 遺留分制度に関する見直し
 - ① 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し
 - ② 遺留分の算定方法の見直し
 - ③ 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し
5. 相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し
6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

